

政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童 1人につき 2万円を 1回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則 **申請は不要**です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。

応援手当の詳細は
町HPをご覧ください



三木町

- ①手当のご案内を送付します。
- ②希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ
三木町こども課へ連絡してください。
- ③児童手当受給口座等へ振り込みます。

子育て
世帯

申請が必要な方

注) 裏面の「6」の方は申請書を提出ください。

1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童**（※令和7年9月に出生した児童については10月分）
(2) **令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童**

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（1）の**児童手当受給者**、または上記（2）の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童 1人につき **2万円**（1回限り）です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

令和7年9月分の児童手当受給者には**2月末頃に支給予定**です。（入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。）
申請が必要な方には、**2月末頃から順次支給を開始予定**です。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

（1）児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

（2）申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、必ず下記の窓口にご連絡ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。

（1）令和8年1月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者

（2）所属庁から児童手当を受給している公務員

（所属庁に手続きについてご確認ください）

（3）10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

7. こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越し前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

お問い合わせ先（三木町役場）

こども課 物価高対応子育て応援手当担当

電話：087-891-3322

（受付時間：平日8:30～17:15）

制度に関するお問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071

（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに三木町から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに三木町の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。